

変更前	補正後	変更理由
<p>7. <u>施設検査対象施設の地盤</u> (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設の地盤</u> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. <u>地震による損傷の防止</u> (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. <u>地震による損傷の防止</u> (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. <u>津波による損傷の防止</u> (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. <u>津波による損傷の防止</u> (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. <u>外部からの衝撃による損傷の防止</u> (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. <u>外部からの衝撃による損傷の防止</u> (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>23. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<u>施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<u>使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

# 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

## 新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本－1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図－1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～7

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

### 放射線保健室



変更前		補正後		変更理由																																										
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)		1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)		・ SI 単位への表記に記載を統一するため。																																										
2. 使用の目的及び方法		2. 使用の目的及び方法																																												
目的番号	使用の目的	目的番号	使用の目的																																											
(1)	内部被ばく測定器の校正等	(1)	内部被ばく測定器の校正等																																											
目的番号	使用の方法	目的番号	使用の方法																																											
(1)	合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150Bq) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560Bq、天然ウランについては約 20kBq) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" data-bbox="281 1192 1172 1381"> <thead> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。	使用する線源	a・右肺		b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓	プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個	天然ウラン	1 個	1 個	3 個		傷モニタ室、肺モニタ室	合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150 Bq) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560 Bq、天然ウランについては約 20 kBq) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1596 1192 2487 1381"> <thead> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。	使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓	プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個	天然ウラン	1 個	1 個	3 個	
使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓																																										
プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個																																									
	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個																																									
天然ウラン	1 個	1 個	3 個																																											
使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓																																										
プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個																																									
	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個																																									
天然ウラン	1 個	1 個	3 個																																											
3. 核燃料物質の種類 (省略)		3. 核燃料物質の種類 (変更なし)																																												
4. 使用の場所 (省略)		4. 使用の場所 (変更なし)																																												
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)		5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)																																												
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)		6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)																																												

変更前	補正後	変更理由																																						
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1. 使用施設の位置</p> <div data-bbox="103 321 1314 863"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="103 321 320 863">使用施設の位置</td> <td data-bbox="320 321 1314 863"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約700m、標高約10mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。</p> </td> </tr> </table> </div> <p>7-2. 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="103 951 1314 1207"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷モニタ室 肺モニタ室</td> <td>平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 建家平面図を図7-1に示す。</td> <td>27.1 m<sup>2</sup> 36.9 m<sup>2</sup></td> <td>耐震設計：水平震度 0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-3. 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="103 1295 1314 1577"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄室</td> <td>1式</td> <td>2,400 (W) × 2,400 (D) × 2,900 (H) mm 200mm厚、52.3t</td> </tr> <tr> <td>ファントム</td> <td>1式</td> <td>特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約700m、標高約10mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。</p>	使用施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	傷モニタ室 肺モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 建家平面図を図7-1に示す。	27.1 m <sup>2</sup> 36.9 m <sup>2</sup>	耐震設計：水平震度 0.2	使用設備の名称	個数	仕様	鉄室	1式	2,400 (W) × 2,400 (D) × 2,900 (H) mm 200mm厚、52.3t	ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1. 使用施設の位置</p> <div data-bbox="1421 321 2632 863"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1421 321 1638 863">使用施設の位置</td> <td data-bbox="1638 321 2632 863"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約1200 m、標高約10 mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10 mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。</p> </td> </tr> </table> </div> <p>7-2. 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1421 951 2632 1207"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷モニタ室 肺モニタ室</td> <td>平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 建家平面図を図7-1に示す。</td> <td>27.1 36.9</td> <td>耐震設計：水平震度 0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-3. 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1421 1295 2632 1577"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄室</td> <td>1式</td> <td>2 400 (W) × 2 400 (D) × 2 900 (H) mm 200 mm厚、52.3 t</td> </tr> <tr> <td>ファントム</td> <td>1式</td> <td>特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約1200 m、標高約10 mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10 mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。</p>	使用施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	傷モニタ室 肺モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 建家平面図を図7-1に示す。	27.1 36.9	耐震設計：水平震度 0.2	使用設備の名称	個数	仕様	鉄室	1式	2 400 (W) × 2 400 (D) × 2 900 (H) mm 200 mm厚、52.3 t	ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約700m、標高約10mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。</p>																																							
使用施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様																																					
傷モニタ室 肺モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 建家平面図を図7-1に示す。	27.1 m <sup>2</sup> 36.9 m <sup>2</sup>	耐震設計：水平震度 0.2																																					
使用設備の名称	個数	仕様																																						
鉄室	1式	2,400 (W) × 2,400 (D) × 2,900 (H) mm 200mm厚、52.3t																																						
ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能																																						
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約1200 m、標高約10 mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10 mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。</p>																																							
使用施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様																																					
傷モニタ室 肺モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 建家平面図を図7-1に示す。	27.1 36.9	耐震設計：水平震度 0.2																																					
使用設備の名称	個数	仕様																																						
鉄室	1式	2 400 (W) × 2 400 (D) × 2 900 (H) mm 200 mm厚、52.3 t																																						
ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能																																						
<p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-1. 貯蔵施設の位置 (省略)</p> <p>8-2. 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="103 1778 1314 1925"> <thead> <tr> <th>貯蔵施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肺モニタ室</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>36.9 m<sup>2</sup></td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9 m <sup>2</sup>	「7-2 使用施設の構造」と同じ	<p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>8-1. 貯蔵施設の位置 (変更なし)</p> <p>8-2. 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1421 1778 2632 1925"> <thead> <tr> <th>貯蔵施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肺モニタ室</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>36.9</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9	「7-2 使用施設の構造」と同じ	<p>・表記の見直しを図るため。</p>																						
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様																																					
肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9 m <sup>2</sup>	「7-2 使用施設の構造」と同じ																																					
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様																																					
肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9	「7-2 使用施設の構造」と同じ																																					



変更前					補正後					変更理由
8-3. 貯蔵施設の設備					8-3. 貯蔵施設の設備					
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	
鋼製貯蔵庫	3個	600 $\mu$ g (Pu量)  2g (U量)	臓器線源 (人体の肺、肝臓及びリンパ節形状の密封線源で、中に天然ウランまたはプルトニウムを含む。主な化学形： $U_3O_8$ 、 $Pu(NO_3)_4$ )  カプセル線源 (合成樹脂製のカプセル内に、プルトニウムを染み込ませたろ紙を含む。主な化学形： $Pu(NO_3)_4$ )	以下の仕様の鋼製貯蔵庫を3台備え、線源はケースに入れて貯蔵庫に収納し施設管理する。  片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：470 (W) × 390 (D) × 365 (H) mm  片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：344 (W) × 433 (D) × 512 (H) mm  片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：463 (W) × 479 (D) × 665 (H) mm	鋼製貯蔵庫	3個	600 $\mu$ g (Pu量)  2g (U量)	臓器線源 (人体の肺、肝臓及びリンパ節形状の密封線源で、中に天然ウランまたはプルトニウムを含む。主な化学形： $U_3O_8$ 、 $Pu(NO_3)_4$ )  カプセル線源 (合成樹脂製のカプセル内に、プルトニウムを染み込ませたろ紙を含む。主な化学形： $Pu(NO_3)_4$ )	以下の仕様の鋼製貯蔵庫を3台備え、線源はケースに入れて貯蔵庫に収納し施設管理する。  片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：470 (W) × 390 (D) × 365 (H) mm  片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：344 (W) × 433 (D) × 512 (H) mm  片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：463 (W) × 479 (D) × 665 (H) mm	・SI単位への表記に記載を統一するため。
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)					

変更前	補正後	変更理由
<p>図7-1 放射線保健室平面図 (は核燃料物質使用施設を示す。)</p> <p>単位:cm</p>	<p>図7-1 放射線保健室平面図 (は核燃料物質使用施設を示す。)</p> <p>単位:cm</p>	<p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・ 使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由欄においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・ 法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p><b>5. 自然現象による影響の考慮</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に近接するとともに、海岸から約 <u>700m</u>、標高約 <u>10m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>10m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。</p> <p>また、放射線保健室近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p><b>6. 核燃料物質の臨界防止</b> (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p><b>7. 施設検査対象施設の地盤</b> (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> </div>	<p><b>5. 自然現象による影響の考慮</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に近接するとともに、海岸から約 <u>1200 m</u>、標高約 <u>10 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>10 m</u> の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。</p> <p>また、放射線保健室近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p><b>6. 核燃料物質の臨界防止</b> (規則条文のみ変更)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p><b>7. 使用前検査対象施設の地盤</b> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> </div>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所(以下「工場等」という。)</u>内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</u> (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</u> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>



変更前	補正後	変更理由
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>23. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <b>施設検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<b>施設検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <b>使用前検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<b>使用前検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <b>施設検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<b>施設検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <b>使用前検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<b>使用前検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

備考

事務上の連絡先

事務上の連絡先	名称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
	所在地	〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	
	連絡員	所属	安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
		氏名	
		電話番号	029-282-1122 (代表)
		Eメールアドレス	